

第2期・第3期中期計画(項目)対照表

第3期中期計画	第2期中期計画
<p>第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期計画の期間 平成31年4月1日から平成37年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期計画を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p>	<p>第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期計画の期間 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究上の基本組織 この中期計画を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。</p>
<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 各高校との意見交換等の取組を通じて、本学のアドミッション・ポリシーやディプロマ・ポリシーの周知を図るとともに、志願者の動向分析や各種入試広報活動の検証・改善を行い、国際レベルの研究及び地域医療に貢献する意欲と資質を持った入学者を確保するための取組を推進する。</p> <p>イ 入学者に求める人物像と入学者選抜のあり方をアドミッション・ポリシーに明確化するとともに、アドミッション・ポリシーに即した入学者選抜方法の検証（入試結果の分析及び課題整理）と見直しを図り、国際レベルの研究及び地域医療に貢献する意欲と資質を持った入学者を確保するための取組を推進する。特に、両学部においては、平成32年度からの高大接続改革に基づき、共通テストの導入や学力の三要素を適正に評価するための入試方法を検討し、運用を図る。</p> <p>ウ 両研究科においては、志願者の動向分析や学生ニーズを踏まえ、本学の研究活動や研究業績の学内外に向けた広報活動を積極的に行い、高度な実践力と研究力の修得に対する意欲、研究遂行のための知識・技術・態度を備えた学生の確保を図る。</p>	<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学士課程</p> <p>(ア) 基礎学力と学習意欲を有する学生の受入れと卒業生の道内定着に繋げるため、学生選抜方法を検証し、募集方法等の改善を図る。</p> <p>(イ) 大学の理念、特徴、魅力、入学者受入方針等の周知方法等について検証し、高校生に向けた広報活動等の改善を図る。</p> <p>イ 大学院課程</p> <p>(ア) 創造的で研究意欲を有する学生を確保するため、初期臨床研修2年目からの大学院進学等の方策の充実を図る。</p> <p>(イ) 専門分野の高度な知識、技術を有する学生を確保するため、学生募集要項の周知等、入試広報活動の充実を図る。</p> <p>ウ 専攻科課程</p> <p>(ア) 看護学に関する知識・技術の基礎・基本を高いレベルで備え、北海道の母子保健に深い興味・関心を有する学生を確保するため、学生選抜方法を検証し、募集方法等の改善を図る。</p> <p>(イ) 道内看護系大学の学生及び医療施設の看護師等に対し、積極的かつ効果的に情報を発信するなど、入試広報活動の充実を図る。</p>

第2期・第3期中期計画(項目)対照表

第3期中期計画	第2期中期計画
<p>(2) 教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 教育内容</p> <p>(ア) 高度で専門的な能力を有する人材の育成を図るため、両学部、両研究科及び専攻科において、本学の人材育成及び教育研究上の目的に即した現行のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを見直し、より実践的な教育課程として体系化するよう再編成を行い、定期的な検証に基づき改善等を図る。特に、医学部においては、国際的な医療人の育成に向けて、教育の質の確保のための教育内容の充実に努める。</p> <p>(イ) 新たな医療人育成に係る組織体制において、両学部との有機的な連携の下で、カリキュラム・ポリシーに基づく教養教育プログラムの作成や教養教育の推進方法の検討・展開を行うとともに、定期的な点検・評価により教育内容の充実に努める。</p> <p>イ 教育方法</p> <p>(ア) 教育方法・内容の改善につなげるよう、教員の教育力の向上を目指し、学部・研究科の特性や課題に応じたFD活動等を推進する。</p> <p>(イ) 各学部、研究科及び専攻科の人材育成及び教育研究上の目的を達成するため、それぞれのカリキュラム・ポリシーに基づき、学生の主体的な学修を促進するための教育方法を検討し、定期的に検証・改善を図る。</p> <p>(ウ) 各研究科においては、情報通信技術を活用することとし、特に保健医療学研究科では、社会人学生や遠隔地からの入学者に対応するため、情報通信技術等を活用したWEB授業を実施するなど、多様な学生のニーズに即した効率的、効果的な履修を促すため、教育学修活動等の改善・充実に努める。</p> <p>ウ 教育成果</p> <p>学修成果の評価を明確化するため、具体的な評価方法を定めたアセスメント・ポリシー(学修成果の評価の方針)を策定するとともに、学修成果の到達度を評価する指標等の整備・運用を行い、定期的に検証・改善を図る。</p>	<p>(2) 教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学士課程</p> <p>【両学部共通】</p> <p>(ア) 高いコミュニケーション能力を持つ医療人を育成するため、専門科目へ繋がる準備教育と教養教育を見直し、教育内容の充実に努める。</p> <p>(イ) 高い倫理観と地域医療マインドを有する医療人を育成するため、臨床実習開始前までの早期体験実習を見直し、教育内容の充実に努める。</p> <p>【医学部】</p> <p>(ウ) 学生のリサーチマインドを育成するため、学士課程学生に研究体験の機会を設定するなど、教育内容の充実に努める。</p> <p>(エ) 学生の問題解決能力を高めるため、PBLチュートリアル等を見直し、教育内容の充実に努める。</p> <p>(オ) 学生の臨床における実践的能力を養成するため、卒後臨床研修に繋がる卒前臨床教育を見直し、教育内容の充実に努める。</p> <p>【保健医療学部】</p> <p>(カ) 地域医療の視点から専門職の役割・機能を深く理解し、高い倫理観を有する医療人を育成するため、教育内容の充実に努める。</p> <p>(キ) 保健医療に携わる専門職に求められる知識と技術を高いレベルで修得させるため、臨床実習等の教育内容を検証し、指導体制・教育環境の改善を図る。</p> <p>(ク) 保健医療に携わる専門職の発展に寄与する研究活動の基礎・基本を養うため、卒業研究への取組を見直し、充実に努める。</p> <p>イ 大学院課程</p> <p>学生の研究能力向上を図るため、医学研究科における最新研究情報提供や、保健医療学研究科における科目再編、新規履修基準の実施等、教育内容の充実に努める。</p> <p>ウ 専攻科課程</p> <p>助産実践に関わる知識と技術を高いレベルで修得させるため、専攻科開設時に策定したカリキュラムを検証し、科目の再編等、教育内容の充実に努める。</p>

第2期・第3期中期計画(項目)対照表

第3期中期計画	第2期中期計画
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 多職種連携教育をはじめ、高大連携、入試制度改革、卒後のキャリア形成支援の重要性の高まり等の社会情勢の変化に的確に対応するため、入試・高大連携部門、統合 I R 部門等を備えた新たな医療人育成に係る組織体制を構築し、定期的に点検・改善を図る。</p> <p>イ 新しい教育研究施設の整備に合わせて学生の臨床能力を更に向上させるため、臨床技能トレーニングの施設や e-ラーニングツールを効果的に用いた教育実施体制の充実を図る。</p> <p>ウ 質の高い保健師を育成するため、保健師養成課程の見直しを行うなど、教育の充実に向けた検討を進める。</p>	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 卒前・卒後一貫教育による医療人育成のため、両学部、附属病院及び医療人育成センターの連携を強化するとともに、FD活動により、教員のスキルアップを図る。</p> <p>イ 学生の臨床技能教育環境を整備し、効果的な教育実施体制を構築する。</p>
<p>(4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学生ニーズを踏まえた学修支援、生活支援等のための相談・助言等の体制を検討し、学生支援の充実を図る。</p> <p>イ 学生一人一人が将来のキャリアに対する目標意識を高め、専門職として自身の資質・能力を向上させていくことができるよう、各学部や関係機関の連携体制を強化する。特に、医学部においては、キャリア支援に関わる様々な情報の把握に努め、卒業後におけるキャリア支援に向けた取組の充実を図る。</p>	<p>(4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置</p> <p>学生の学習に対するモチベーションと学習効果を高めるため、サポート機能の充実等により、効果的な学習支援及び生活支援の体制を構築する。</p>
<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 独創的なシーズを生み出すため、異分野研究者との交流、製薬企業等へのPR等により医学研究の充実を図るとともに、新たな研究に繋げるため、展示会への出展を推進する。</p> <p>イ 再生医療や免疫学等の基礎医学研究の幅広い臨床応用に向け、先端医学研究を基盤とした橋渡し研究を推進する。</p> <p>ウ ゲノム医療等を踏まえた新しいがん対策等の道民ニーズの高い医療・保健・福祉に関する研究について、学部、研究施設、講座等の枠を超えて研究者間の情報交換を積極的に進め、研究活動の活性化を図る。</p> <p>エ 若手研究者の育成に向け、科学研究費補助金、財団が公募する研究助成金等の採択数の増加につながる研究意欲の醸成と質の高い研究環境の整備を推進する。</p> <p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>研究活動の推進のため、薬事、知的財産等の専門的知識を有する特任教員を継続配置しながら、研究支援・研究者支援体制の整備・検証を行い、研究支援における教員と事務局との連携を強化するとともに、研究支援体制の充実を図る。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 独創的なシーズを生み出すための基礎医学研究の充実を図る。</p> <p>イ 基礎医学研究の臨床応用に向け、先端医学研究を基盤とした橋渡し研究を推進する。</p> <p>ウ がん対策や再生医療等、道民ニーズの高い医療・保健・福祉に関する研究について、学部、研究施設、講座等の枠を超えて研究者間の情報交換を積極的に進め、研究活動の活性化を図る。</p> <p>エ 若手研究者の優れた論文を評価する仕組みの整備等により、研究者の研究意欲の向上を図り、創造的研究を推進する。</p> <p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>研究活動の推進のため、研究支援・研究者支援機能を検証し、事務局体制等の充実を図る。</p>

第2期・第3期中期計画(項目)対照表

第3期中期計画	第2期中期計画
<p>3 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 診療に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア がん診療、肝疾患診療等について、連携拠点病院として中核的な役割を担い、高度専門医療を提供するとともに、診療機能の改善・充実に向けた取組を継続的に行う。また、附属病院に設置しているセンターの役割・機能の充実を図る。</p> <p>イ 神経再生医療（脊髄損傷）については、顕著な効果が期待できることから、厚生労働省の認可後における診療施設として機能できるよう、患者受入体制の整備及び関連施設との診療連携体制の構築に取り組む。また、神経再生医療（脳梗塞）の治験については、引き続き、被験者の確保等の取組を継続する。</p> <p>ウ 抜本的な療養環境等の改善を図るため、「札幌医科大学附属病院既存棟改修計画（平成29年3月策定）」に基づき、既存棟の改修工事を行う。また、患者ニーズを踏まえた医療サービス及び療養環境の改善・充実を図るため、患者アンケート（患者満足度調査）を実施し、アンケート結果に基づいた検討を行うとともに、必要に応じて施設の改修・設備の更新等を行う。</p> <p>エ 医療の質・安全の確保、向上を図るため、医療安全監査委員会による監査、特定機能病院間の医療安全相互チェック（ピアレビュー）、医療安全部の体制強化を行う。</p> <p>オ 手術室、高度救命救急センター、集中治療部における診療機能の強化を図るため、手術支援ロボット対応手術室の整備、熱傷ケアユニットの整備、ICU病床の増床等を行う。</p> <p>(2) 臨床教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 初期臨床研修医及び専攻医の確保に向け、臨床研修・医師キャリア支援センターの活動の充実を図り、初期臨床研修医及び専攻医のキャリアパスに対する支援を行う。また、女性医師等に対する支援について、国が検討している働き方改革の動向を踏まえ、支援体制の周知等を図り、環境づくりを推進する。</p> <p>イ 新人看護職員、中堅看護職員それぞれの趣旨・目的に沿った研修の充実やリハビリテーション医学の高度専門化に対応できる理学療法士及び作業療法士の育成を図るため、キャリア形成に向けた支援を推進する。</p>	<p>3 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 診療に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア がん診療・肝疾患診療等について、連携拠点病院としての中核的な役割を果たしていくとともに、手術室機能の強化や神経再生医療の充実を図り、救急医療領域等、高度専門医療の提供を推進する。</p> <p>イ 安心して快適な医療を受けられるよう、患者ニーズを踏まえた外来・入院患者サービスの充実や環境改善に取り組む。</p> <p>ウ 医療の質・安全を確保し向上させるため、組織体制の充実を図る。</p> <p>エ 新たな診療科の設置等、病院における診療機能の充実を図る。</p> <p>(2) 臨床教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 臨床研修医の確保に向け、臨床研修医のキャリアパスに対する支援体制や、卒後臨床研修に係る教育内容の充実、処遇の改善等を図る。</p> <p>イ 医師以外のメディカルスタッフに対する臨床教育を推進するため、理学療法士・作業療法士を対象とした新たな研修制度を創設する。</p>
<p>(3) 運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>病院の理念・基本方針を踏まえ、効率的な病院経営を図るため、診療報酬制度に基づく適切な収入の確保、効率的な物流体制の推進による医薬材料費の縮減等により、財務基盤の強化に取り組む。</p>	<p>(3) 運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>病院の理念・基本方針を踏まえ、効率的な病院経営を図るため、診療報酬制度に基づく適切な収入の確保や効率的・効果的な医薬材料費の設定等、財務基盤の強化に取り組む。</p>

第2期・第3期中期計画(項目)対照表

第3期中期計画	第2期中期計画
<p>4 社会貢献に関する目標を達成するための措置 (1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置 ア 本道の地域医療に貢献するため、道等と連携した教員派遣、地域医療機関からの診療支援要請及び緊急的な医師派遣要請への対応並びに道立病院をはじめとする地域の公的医療機関等への医師派遣のほか、特別枠学生及び特別枠卒業医師の地域勤務等におけるキャリア支援に積極的に取り組む。</p> <p>イ 本道の地域医療に貢献するため、公的医療機関等における看護職を対象とした研修会への講師の派遣等や助産師不足の地域との連携に基づく助産師出向事業の実施について積極的に取り組む。</p> <p>ウ 救急・災害医療体制を充実させるため、DMAT登録者数の増加及び原子力災害医療派遣チーム員の増員を図る。また、北海道DMAT養成研修を開催するなど、基幹災害拠点病院として本道の災害医療体制の充実に積極的に取り組む。</p> <p>エ 地域医療機関との診療連携体制等の強化を図るとともに、拠点病院の指定を受けているがん、肝疾患、エイズに関する相談支援に取り組む。また、治療と就労の両立支援に向け、国の方針に基づき関係機関と連携し、相談体制の充実に取り組む。</p> <p>オ 道との「災害時における相互協力に関する協定」に基づき、災害時における教職員、学生が行う支援体制の整備、大学施設を一時的な避難施設として提供する地域住民に対する支援策等の地域貢献活動に向けた実施体制を構築する。</p> <p>カ 地域の医療・保健・福祉に関する計画・企画の立案や健康づくりに関する取組を支援するため、道、市町村等からの審議会委員への就任、講師の派遣等の依頼に協力する。</p> <p>キ 健康寿命の延伸等に貢献するため、公開講座の開催、生涯学習の機会の提供等の道民の健康づくりに向けた意識啓発活動を推進する。</p> <p>ク 本学が有する教育・研究資源を活用した社会貢献活動を推進する体制を整備し、地域で勤務する看護、リハビリテーション、福祉等の専門職を対象とした研修会を開催するとともに、研究成果を広く道民に還元することを目的とした公開講座の開催、生涯学習等への支援に取り組む。</p> <p>(2) 産学・地域連携に関する目標を達成するための措置 ア 研究成果を医薬品や医療機器等の開発へ繋ぎ、社会還元を積極的に推進するため、民間企業や異業種研究機関との連携関係を強化し、研究内容や研究成果について積極的かつ効果的な情報発信に取り組む。</p> <p>イ 研究成果の実用化と社会還元を推進するため、研究支援機能の充実に図るとともに、地域シンポジウムの開催、研究協力の呼びかけ等により自治体等との連携を深める。</p>	<p>4 社会貢献に関する目標を達成するための措置 (1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置 ア 本道の地域医療に貢献するため、道等と連携した教員派遣や、特別推薦枠卒業生による地域勤務等、道立病院をはじめとする地域の公的医療機関等への医師派遣に積極的に取り組む。</p> <p>イ 本道の地域医療に貢献するため、公的医療機関等への助産師の派遣や専門性を活かした医師以外のメディカルスタッフの支援等に取り組む。</p> <p>ウ ハイブリッド手術室の活用や看護体制の確保等、救急・災害医療体制の充実に図る。</p> <p>エ がん対策、リハビリテーション支援等の高度専門医療による地域支援を図るため、専門医療に関わる医師の派遣等の人的支援に向けた取組や、地域中核病院との診療連携による専門医療技術の提供の充実に図る。</p> <p>オ 地域医療機関との診療連携体制等の強化を図り、地域医療連携部門の体制の充実に図るとともに、がん、肝疾患、エイズ等に関する相談支援に取り組む。</p> <p>カ 地域の医療・保健・福祉に関する計画・企画の立案や健康づくりに関する取組を支援するため、道・市町村等が実施する審議会への委員の就任や講師派遣等の依頼に協力する。</p> <p>キ 公開講座の開催等、各種学術情報の提供を行い、道民の疾病の予防や健康づくりに向けた意識啓発を図るとともに、学習機会を提供する。</p> <p>(2) 産学・地域連携に関する目標を達成するための措置 ア 研究内容や研究成果について、積極的かつ効果的な情報発信に取り組むとともに、民間企業や異業種研究機関との連携関係を構築し、研究成果の実用化と社会還元を積極的に推進する。</p> <p>イ 研究成果の実用化と社会還元を推進するため、附属産学・地域連携センターの機能を検証し、改善を図る。</p>

第2期・第3期中期計画(項目)対照表

第3期中期計画	第2期中期計画
<p>5 国際交流及び国際貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 国際的かつ先進的な医療の推進及びグローバルな視野を持つ人材育成を図るため、海外の大学や研究機関との連携を深め、国際交流の拡大に向けた取組を積極的に行う。</p> <p>(2) 国際的医療・保健の発展に貢献するため、国内外から高く評価される研究等に重点的に取り組む。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営に関する目標を達成するための措置</p> <p>理事長(学長)のリーダーシップの下、戦略的かつ効果的な教育研究活動、大学運営等を行うため、様々な課題に対して迅速に対応できる体制を整備する。</p> <p>2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教員の業績評価制度について、当該制度の目的や法の趣旨を踏まえ、評価項目や評価基準の見直しを図るなど、適切な運用を図るとともに、多様な区分による試験を実施するなど、事務職員の採用を中長期的な視点で計画的に進める。</p> <p>(2) 大学運営の一層の高度化を推進するため、全職員を対象としたSD活動実施計画(仮)を策定し、同計画に基づき、職域を超えた研修機会の創出を図るとともに、体系的なSD研修活動に取り組む。また、法人採用の事務職員に係る人材育成を推進するため、専門研修、スキルアップ研修等の効果的な研修の開催、自主的な能力開発活動に対する経費の助成等により、事務職員の業務遂行能力の向上に取り組む。</p> <p>(3) 社会環境の変化を的確に把握し、限られた人材を適時適切に配置するとともに、業務の効率化や組織の柔軟な見直しを進め、簡素で効率的な組織体制の構築に取り組む。特に、附属病院の執行体制については、各年度ごとの工事の進捗状況も考慮した人員配置を行う。</p> <p>(4) 男女共同参画社会を実現するため、「札幌医科大学における女性職員の活躍推進に関する一般事業主行動計画」に基づく総合的、計画的な取組を推進する。</p> <p>(5) 安全な医療の担保、医療事故の防止、地域医療への貢献等を目的とした医療技術向上のため、学生、医師等の医療に携わる人たちが医療技術等の修得に向けて取り組める総合的な研修組織体制等を整備する。</p>	<p>(3) 国際交流及び国際貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 教育・研究の発展及び人材育成のため、交流協定締結大学との研究者相互派遣等、国際的な交流連携・協力活動を推進する。</p> <p>イ 国際的医療・保健の発展に貢献するため、国内外から高く評価されている研究等に重点的に取り組む。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 理事長(学長)のリーダーシップの下、役員会等の審議機関を機動的に開催するなど、大学経営や社会環境の変化に対し、迅速に取り組む。</p> <p>(2) 大学運営におけるコンプライアンスを徹底するため、職員を対象とした研修を実施するなど、法令遵守に関する意識啓発等に取り組む。</p> <p>2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教員の任期制及び業績評価制度を適切に運用するとともに、多様な手法による事務職員の採用を計画的に進めるほか、中長期的な視点に立った人材育成を行うため、効果的なSD活動を実施するなど、事務職員の業務遂行能力の向上に取り組む。</p> <p>(2) 社会環境の変化に対応できる機動性の高い組織を構築するとともに、業務の効率化や組織の柔軟な見直しを進め、簡素で効率的な組織体制の構築に取り組む。</p>

第2期・第3期中期計画(項目)対照表

第3期中期計画	第2期中期計画
<p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 財務基盤の確立に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 収入の確保に関する目標を達成するための措置 ア 本学研究者による研究費の申請に向けた環境を整備するなど、科学研究費補助金等の外部研究資金を確保するとともに、寄附金その他の自己収入を確保する。 イ 診療報酬制度に的確に対応した医業収入の確保や駐車場の有料化、財産貸付等の拡充等の多様な収入確保策に取り組み、自己収入の増加を図る。</p> <p>(2) 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置 管理的経費等の執行を定期的に検証するとともに、業務運営の効率化（物品の調達方法や委託業務の見直し）を進めるなど、様々な視点から経費の抑制及び節減に取り組む。</p> <p>2 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置 資産の有効活用を図るため、3年ごとに実施する保有資産利活用状況調査結果を踏まえて、課題の検討整理及び管理運用方法の改善に取り組む。</p> <p>第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 (1) PDCAサイクルを活用した自己点検・評価及び法人評価・認証評価の効果的かつ効率的な実施に向けて現行の評価体制の見直しによる内部質保証の充実を図るとともに、外部評価の導入等を行い、評価結果を教育研究活動や大学運営の改善等に反映させる。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 特色ある教育・研究・臨床、大学運営等の諸活動の情報について積極的に発信するほか、新たにSNS等を活用した迅速な広報手段を確保するとともに、緊急・災害時において迅速に対応できる体制を整備するなど、効果的な情報発信に取り組む。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 財務に関する基本的な目標を達成するための措置 附属病院における医業収入をはじめとする自己収入の確保や経費の効率的執行等を通じて、着実に財務内容を改善する。</p> <p>2 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する目標を達成するための措置 本学研究者による研究費の申請に向けた環境を整備するなど、科学研究費補助金等の外部研究資金を確保するとともに、その他の自己収入を確保する。</p> <p>3 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置 (1) 定型的・機械的業務の外部委託化を進めるなど、簡素で効率的な組織体制を構築し、経費の抑制を図る。 (2) 管理的経費等の執行を定期的に検証し、様々な視点から経費の抑制及び節減に取り組む。</p> <p>4 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置 土地・建物その他の資産の状況を点検・把握するとともに、その結果に基づき資産の有効活用が図られるよう管理運用方法の改善等を図る。</p> <p>第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 自己点検・評価を毎年度実施し、その結果をホームページ上で公表するとともに、評価結果に基づく改善に取り組むほか、認証評価機関による評価の結果に基づく改善を実施し、平成29年度までに評価を受審する。</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 業務運営等に関する情報について、ホームページ等により公表するほか、民間企業との連携や報道機関等を通じ、積極的な広報活動に取り組む。</p>

第2期・第3期中期計画(項目)対照表

第3期中期計画	第2期中期計画
<p>第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 施設整備構想等に基づき、道と連携しながら計画的な施設整備や施設整備後の速やかな運営の継続に向けた移転業務に取り組むとともに、施設整備の効果を最大限活用し、教育・研究・病院機能の一層の高度化や充実強化を図る。</p> <p>(2) 施設設備について、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減を図るため、計画的に施設の維持保全のための改修・更新工事等に取り組む。</p> <p>2 安全管理その他の業務運営に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 災害等発生時における危機対応に関し、危機対策マニュアルを活用した避難訓練等を通して教職員や学生等の危機対応能力の向上を図る。</p> <p>(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、化学物質等の適正な使用等の安全衛生管理に関わる啓発、職場巡視等を行うことにより、安全衛生意識の向上を図り、職場環境の安全を確保する。</p> <p>(3) 想定されるリスクに対する危機の未然防止、危機発生後の対応等について、リスクマネジメント研修を通して役員、教職員等の危機管理意識の向上を図る。</p> <p>(4) 定期的なシステム更新等の実施、技術的、人的の両面における情報セキュリティ対策の強化等により情報資産の安定稼働、各種の脅威からの保護及び情報漏洩等の防止に取り組む。</p> <p>(5) E S C O事業終了後の省エネルギーシステムの管理・運営に努め、省エネルギーに取り組む。</p> <p>3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 大学運営におけるコンプライアンスを徹底するため、職員が遵守すべきルール、モラル等について取りまとめた冊子を活用し職員を対象とした研修等を実施し、倫理意識の醸成や職務遂行に当たって常に自覚すべき法令等の遵守に取り組む。</p> <p>(2) 競争的資金等の使用に関する不正をはじめとする研究活動上の不正行為を防止するため、「コンプライアンス及び研究倫理教育研修実施要領」に基づく教育研修を実施し、競争的資金等の適正な執行、研究倫理に関する理解促進及び不正の事前防止を図る。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 計画的な施設整備の推進に向け、本道の地域医療に貢献できる医師を確保するための医学部定員増の検討を行うとともに、施設整備後の教育・研究・病院機能の充実強化及び大学運営、病院経営に関する効率的な運営体制の構築に向け取り組む。</p> <p>(2) 施設設備について、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減を図るため、計画的に施設の維持保全のための修繕工事等に取り組む。</p> <p>2 安全管理その他の業務運営に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 危機管理マニュアル等の策定や危機管理等に関する講習会の開催等により、教職員や学生等の安全意識の向上を図るとともに、定期的なシステム更新等を実施し、適切な情報セキュリティの確保に取り組む。</p> <p>(2) E S C O事業の継続実施等の取組を推進するとともに、省エネルギーに関する意識向上を図る。</p>